

景観計画区域内行為届出チェックシート 【建築物・工作物】

景観形成地区（上小路周辺地区） 入口地区

※対応欄に✓を、該当しない場合は斜線を記入し、対応できない理由等あれば備考欄に記入してください。

○規模・高さ

対応		景観配慮項目	備考	判定 (届出)	判定 (完了)
実施	否				
		歴史的なまちなみの連続性を保つため、10メートル以下又は2階建てまでとするよう努めている。			

○形態

対応		景観配慮項目	備考	判定 (届出)	判定 (完了)
実施	否				
		歴史的環境や自然環境と調和するよう和風を基調とするよう努めている。			
		歴史的環境や自然環境と調和するよう勾配屋根で瓦葺き等とするよう努めている。			
		外観を覆わないように努めている。			
		外壁面の位置は、隣地境界から1メートル以上離すよう努めている。			

○色彩

対応		景観配慮項目	備考	判定 (届出)	判定 (完了)
実施	否				
		外壁は、歴史的環境に調和する白、灰色、黒又は自然素材色に近い落ち着いた色彩とするよう努めている。			
		外壁に使用している「落ち着いた色彩」の範囲は、別表①のとおりとしている。			
		屋根等は、伝統的な色彩を基本とし、黒若しくは灰色又はこれらに近い落ち着いた色彩とするよう努めている。			
		屋根等に使用している「落ち着いた色彩」の範囲は、別表②のとおりとしている。			
		太陽光パネルの色彩は、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度で、反射が少なく模様が目立たないものに努めている。			
別表① 建築物の外壁の色彩				判定	判定
実施	否	色相	明度	彩度	備考
		0.1YR~5Y	8.5以上の場合	2以下とする	
			8.5未満の場合	4以下とする	
		上記以外の色相	—	0.5以下とする	

※ただし、着色していない木材、土壁、石材、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りではない。

別表② 建築物の屋根の色彩						判定	判定
実施	否	色相	明度	彩度	備考	(届出)	(完了)
		0.1YR~5Y	5.0以下	4以下とする			
		上記以外の色相	5.0以下	0.5以下とする			

※ただし、燻瓦及び銅板葺きによるものの色彩は、この限りではない。

○付属施設・設備等

対応		景観配慮項目	備考	判定 (届出)	判定 (完了)
実施	否				
		空調、給排水等の設備や屋外階段等は、直接見えないよう覆いをするか、建築物の中に取り込むなど、建築物と一体感を保つデザインとし、周辺環境との調和に努めている。			
		太陽光パネルを地上に設置する場合は、植栽、ルーバー、塀等により遮蔽するように努めている。勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の最上部を超えないように設置して屋根と一体化するよう努めている。陸屋根に設置する場合は、最上部を低くするか、ルーバーなどにより目立たないようにして建築物と一体化させるよう努めている。			
		排水パイプ、ゴミ箱等は、石垣に直接又は石垣の近くへの設置はやめ、周辺環境と調和するよう努めている。			
		通りに面する駐車場では、植栽や舗装を施し、まちなみの連続性に努めている。			

○石垣・塀

対応		景観配慮項目	備考	判定 (届出)	判定 (完了)
実施	否				
		既存の石垣は、保全している。やむを得ず撤去する場合は、最小限に抑え石垣の連続性が保たれるよう努めている。			
		通りに面して門や塀を設ける場合は、石垣、漆喰壁、生垣等とし、石垣の連続性が感じられるよう努めている。			